



平成 28 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 : フ ジ 日 本 精 糖 株 式 会 社  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 船 越 義 和  
(コード番号 2114 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 : 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 本 部 長  
佐 塚 眞 弘

## 社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 31 条および定款第 41 条の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 社外取締役および社外監査役の氏名

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 社外取締役 | 市村 | 由昭 |
| 社外取締役 | 村上 | 光廣 |
| 社外監査役 | 上平 | 徹  |
| 社外監査役 | 北尾 | 孝司 |
| 社外監査役 | 内藤 | 健雄 |

#### 2. 責任限定契約の締結日

平成 28 年 6 月 22 日

#### 3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 28 年 5 月 18 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、ならびに取締役および監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設する定款変更議案を当社第 93 回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、上記の社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結いたしました。

#### 4. 責任限定契約の根拠

当社定款(抜粋)

##### (1) 第 31 条第 2 項

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

##### (2) 第 41 条第 2 項

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

以上